



事務所移転時に創刊号を発行し、はや3年。今回、第二号を発行することになりました。今後は、定期的に法改正や新制度をはじめ、アプローチの活動報告から内部事情?!まで、このアプレターを通して皆様に情報発信していきたいと思っております。ぜひ、お手すきの時に一読いただけたらと思います。今後とも、よろしくお願いいたします。

アプレター制作委員会



特集

LLP (有限責任事業組合) をつくってみませんか?

~ Limited Liability Partnership とは、共同事業を行うための事業体です ~

LLPは、参加する組合員が個性や能力を発揮しながら共同事業を行うことができる組織形態として、2005年8月1日に創設されました。

同・異業種間や大・中・小規模企業間による連携、専門技能を持つ人材による連携等、様々な形態での共同事業を行うことが可能です。

【 LLP の活用事例 】※ 経済産業省発行資料掲載例

・ アベニールポルテ有限責任事業組合

趣味を仕事へ活かしたい、将来お店を持ちたい女性に対し、実践する機会を提供。女性だからこそ解る視点から、夢を持った女性達の未来の扉を開くお手伝いを実施中。

・ 有限責任事業組合H.D.Sウェーブ

「ヘルス・ダイエット・サポート～食生活をとおして、健康づくりをお手伝いする～」をコンセプトにフリーの管理栄養士10名で設立。未来の扉を食育事業やメタボ対策等地域の予防医療に貢献。

・ 延岡精密機器設計製作有限責任事業組合

設備用精密機器の設計から加工、製作、組立、メンテナンスまで、ワンストップサービスとして提供できる組織が、地元鉄鋼団地から誕生。競争力の強化により、地場企業としての生き残りにかける。

∴趣味や気の合う仲間と一緒にLLPをつくって、社会貢献をしたり、何かをつくってみては?!
もちろん、他業種の方とLLPをつくって、ワンストップサービスを提供する組織体の実現も可。

【 LLP の特徴 】

① 組合員全員の有限責任

組合員は、出資額の範囲までしか組合の債権者に対して、責任を負いません。

② 組合運営における内部自治の徹底

株式会社と違い、所有(株主)と経営(取締役)が一致している為、組合員が自由に決まりをつくり、柔軟な経営が出来る。

組合員間の損益や権限の分配は、組合員の貢献やノウハウ・知的財産等を勘定して、出資金額の比率と異なる分配割合を決めることが出来る。

③ 構成員課税の適用(パス・スルー課税)

法人格がない為、法人税の対象外。LLPで生じた損益は、LLP自体には課税されず、組合員個人についてのみ、課税される。

∴おまけに、法人格がないのに、登記ができ、他の会社と同じように謄本・印鑑証明書が発行される!
それなのに、登記手続きは、他の会社より簡単!!

【 他の組織体との比較 】

事業体		… デメリット			
性 質	株式会社	LLC (合同会社)	民法上の組合	LLP (有限責任事業組合)	
①	経営者 (執行者)	取締役	社員	組合員	組合員
	出資者 (所有者)	株主	社員	組合員	組合員
	出資者の責任	有限責任	有限責任	無限責任	有限責任
②	内部自治	あまり無い	有	有	有
	機関設計	会社法による規制あり	自由	自由	自由
	決算公告義務	有	無	無	無
③	法人格	有	有	無	無
	権利義務の帰属	会社	会社	組合員	組合員
	課税方法	法人課税	法人課税	構成員課税	構成員課税
④	登記及び 印鑑届出	可	可	不可	可
	手続き及び費用	手間がかかる	手間がかかる		簡単にできる
⑤	社員及び組合員数	1名以上	1名以上	2名以上	2名以上
	組織変更	会社間で可	会社間で可	不可	不可

【 映画製作と LLP 】※ 下記は、依頼者の許可を得た上で、掲載しております。

今、製作準備中の、伊勢湾台風をテーマにした「星々の約束」という映画があります。
(週刊東洋経済NAGOYA臨時増刊P. 113掲載)

製作にあたっては、伊勢湾台風からの復興を描き東北の被災者も勇気づけたいとの思いで、取り組んでいらっしやいます。

原作は、中日新聞で連載、そして単行本となった、「川のある街～伊勢湾台風物語～」。
著者は名古屋市天白区出身の清水義範氏、映画の総指揮は瀬戸市出身の浅井慎平氏。

今回、当方では、この映画の製作委員会をLLPとして発足させるお手伝いをさせていただきます。
登記手続き等に関わらせていただいているのも、何かの縁。

地元根付き、地元貢献したいと常日頃考えている私としては、このような機会に恵まれた事を、大変光栄に思い、映画「星々の約束」が無事に完成し、一人でも多くの人目に触れ、心を動かし、勇気づけることになればと、切に願っております。



田中

〒460-0003
名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階
司法書士法人アプローチ
Tel (052) 228-0713 Fax (052) 228-0714
http://www.approach.gr.jp ※ 土・日も営業しております。



アプローチ相談室 ～ 皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします。さて、今日のご相談は… ～

Q. 明治時代に登記された抵当権が残っています！どうやって抹消するのですか？
 A. 登記簿上の抵当権者（の相続人）と現在の所有者の共同申請 or 供託 or 訴訟で消します。

解説 登記簿を見ると、何十年も前に登記された抵当権が、ずっと残ったままになっていることがあります。
 このような抵当権を抹消するには、どうすればいいのでしょうか？
 まずは、抵当権者またはその相続人を探します。
 もし見つければその方に協力していただき、抵当権を抹消します。
 相続人が30人位いたりして、意外と大変な手続きになったりしますが・・・
 しかし、実際には登記簿上の抵当権者を探し出すことができないこともままあります。
 そのような場合には、供託をして抹消する方法があります。
 ただし、債務の弁済期から20年経過していることや20年経過後に債権、利息、損害金を供託したこと、などの要件があります。
 供託すべき金額があまりに高額になったりすると、訴訟をすることもあります。
 案件に応じてベストな方法を選択することが、重要ですね。
 何十年も前の抵当権が残っていることが発覚した場合は、お気軽にアプローチまでご相談ください♪



大野

THE 法務局調査 ～ 当方法務局調査員が、珍しい謄本や地名、各法務局のこぼれ話をご紹介します。～

いきなりではありませんが、法務局調査員として常に心がけていることがあります。
 「素早く的確に」
 という何とも当たり前の事なのですが、意外とこれが難しい。
 動作のスピードを上げたり効率よくやろうとしても限界があります。
 と、なる他に何かできることはないか？

法務局の人と仲良くなる。

これで何度も「助かった～」という事がありました。
 この「仲良くしよう」というのは上司から常日頃から言われていることでして
 法務局での調査のみならず仕事というもの全体に通じるものだと実感しています。

町名当てクイズ!! 意外と読めそうで読めない、難解な町名編

Q 東区にある主税町。さて、なんと読むんでしょうか？

～ 答えは、次号にて。お楽しみに!! ～

浦嶋

♥アプローチ女子会♥ ～ 当方事務・会計職員のアプローチ3人娘が、とにかく好きに書きます。～

みなさん、こんにちは！
 だんだん暖かくなり紫外線が気になる今日この頃の女子3人組です！



先日、アプローチ女子会が国際センター近くの「雷」という
 串揚げのお店で開催されました！
 遅刻してきて3杯飲まなきゃ乾杯してもらえないTや、生野菜のお皿を4回もおかわりするM！
 ワインを飲む飲むOとY！
 たくさん食べて、飲んで、笑って、いつも以上に体力を使った気がしたのは気のせいですか？笑

お店の名前が「雷」だったからでしょうか？
 お店を出たら、すごい豪雨と雷で大歓迎されてしまいましたが、
 水もしたたるいい女とは私たちのことでしょうか？

望月・安井・水野



まかせてあんしん！司法書士法人アプローチ 0120-512-432

コラム ～ 当方代表3名が、交代で書きます、語ります!! ～

「遺言があれば」

遺言がブームになりつつありますね。
 財産の多い少ないに関係なく、遺言があると、手続きがすごく簡単になることも多いんですよ。
 例えば、子供のいない夫婦の場合。5人兄弟の夫が亡くなったとします。
 この場合、法定相続人は、配偶者と夫の4人の兄弟です。
 「妻にすべて相続させる」という公正証書遺言があれば、妻は、残された財産を、夫の4人の兄弟の
 了解なく、自分名義に変更することができます。預金の解約もオッケーです。
 そのような遺言がなかった場合は、妻は、夫の兄弟全員の合意を得て、遺産分割協議書に実印を貰わ
 ないと、不動産の名義変更や預金の解約ができません。預金を使えないのは困りますよね。
 遺言は、相続トラブルを回避するだけでなく、手続き自体が簡単になるというメリットもあります。
 「作ろうかな？」と思われたら、一度、ご相談下さい。 安立



アプローチ活動報告

4月12日(金) 代表安立裕司及び司法書士田中真由美が、某工務店の新人研修の講師を務めました。

内容は、「各土業の権限や内容等」、「登記簿の見方の基礎」及び「増築と登記」と言った、
 本当に不動産に関する基礎的な内容から、印鑑のカッコいい?!押し方まで、多岐に渡っておりました。
 新人の方々は、丸一日の研修の後半にもかかわらず、熱心に聞いて頂き、講師であるこちら側も
 つい力が入ってしまいました。
 この講義が、少しでも皆様の今後のお仕事のお役に立てばと思います！ 田中

4月26日(金) 「知的財産権—制度の概要と最近の話題」と題したセミナーを開催いたしました。

3カ月に1回、外部から講師を招いて定期的で開催しております、アプローチセミナーですが、
 今回、昇風国際特許事務所の弁理士 水野 義之先生をお招きして、知的財産権制度の全体像を簡潔に
 ご説明頂くと共に、最近話題となっている事件を例に、どのような点に注意していくべきかについて
 ご講義をしていただきました。
 特許という専門的なテーマではありましたが、身近なニュースを交えた水野先生の講義は、非常に分か
 りやすく、興味深いものでした。
 また、質疑応答のコーナーでは多くの質問があり、特許についての
 皆様の関心の高さを感じました。
 ご来場いただきました皆様、本当にありがとうございました。



次回は、7月13日19:00から名古屋センタービル5階にて、
 開催を予定しております。
 (詳細につきましては、ホームページにアップいたします。ご確認ください。) 今井

5月19日(土) 不動産業者及び税理士とコラボレーションして、相続相談会を開催いたしました。

今回初めて、一般の方を対象に、相続手続きについて相談会を開催いたしました。
 第一部「知っておきたい相続の法律と手続」、第二部「かしこい相続税への備え方」そして最後に、
 「最近の不動産市況について」お話をした後、個別相談(予約制)を行いました。
 今後も、ニーズがあれば、このような試みをどんどんやっというと考えております。
 お気軽に、お声掛け下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。 田中

この度、「相続ブック」を作成いたしました。

相続手続きについて、法律や税務の一般的な内容をまとめ、また、相続関係図や
 財産目録等については、自由に書き込めるようになっている為、自分自身や家族の
 相続についてまとめておくには丁度よいものとなっております。
 興味のある方は、お気軽に当方までお問い合わせください。 田中

